

福島県公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画

令和4年4月
福島県警察本部

目 次

【第一部：建物施設編】

1	計画策定の趣旨	・・・ P. 1
2	基本目標	・・・ P. 1
3	対象施設	・・・ P. 2
	(1) 施設分類及び施設名	
	(2) 施設の現況	
4	計画期間	・・・ P. 3
5	対策の優先順位の考え方	・・・ P. 3
6	対策内容と実施時期	・・・ P. 4
7	計画期間内の経費の見込み（年次計画）	・・・ P. 5
8	個別施設計画（施設毎）	
	別紙「様式 1－1」	

【第二部：交通安全施設編】

1	計画策定の趣旨	・・・ P. 1
2	基本目標	・・・ P. 1
3	対象施設	・・・ P. 2
	(1) 施設分類及び施設名	
	(2) 施設の現況	
4	計画期間	・・・ P. 3
5	対策の優先順位の考え方	・・・ P. 3
6	対策内容と実施時期	・・・ P. 5
7	計画期間内の経費の見込み（年次計画）	・・・ P. 6
8	個別施設計画（施設毎）	
	(1) 交通信号機	・・・ P. 7
	(2) 大型道路標識	・・・ P. 9
	(3) 光ビーコン	・・・ P. 9
	(4) 監視カメラ	・・・ P. 10
	(5) 交通情報板	・・・ P. 10

第一部：【建物施設編】

1 計画策定の趣旨

平成29年3月に策定した福島県公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）に基づき、警察本部が所管する警察法第2条第1項に規定された責務を全うするための警察活動の拠点となる「建物施設」について、個別施設計画（以下、「計画」という。）を策定し、機能を維持していくための改修や目標使用年数を迎える施設等の修繕、建替、解体に関する取組の方向を明らかにするものです。

2 基本目標

(1) 基本目標

将来の少子化に伴う人口減少を踏まえ、県有施設の需要と供給のバランスを考慮しながら行政ニーズの変化に柔軟に対応できる施設づくりを目指し、可能な限り施設の保有総量の縮小を図ります。

(2) 財務目標

今後、県税収入などの自主財源の大幅な増加が見込めない中、限られた予算で維持管理を効率的に行っていくため、予防保全の考え方に基づく改修等を計画的に実施して施設を長期間に渡り使用し、中長期的な財政負担の軽減・平準化を図ります。

また、施設のライフサイクルコストにおいて大きなウェイトを占める建物施設の建替を縮減するため、地域住民等の理解を得た上で施設の統廃合等により、維持管理費の縮減を図ります。

(3) 品質目標

施設の耐震化やユニバーサルデザイン化を図り、県民に対して安全安心な生活環境を提供できる施設づくりを目指します。

3 対象施設

計画の対象施設は、警察本部が所管する全ての県有施設とします。

(1) 施設分類及び施設名

	施設分類（小分類）	施設名
建 物	県本部庁舎	本部庁舎、福島運転免許センター、郡山運転免許センター、警察学校、機動センター他
	警察署	福島警察署 他
	交番・駐在所	福島警察署腰浜交番 他
	公舎	入江町公舎 他

(2) 施設の現況

警察署庁舎を始めとした建物施設は、警察活動の拠点となるものであり、その保有量は、令和2年4月1日時点で延べ面積235,427㎡となっており、施設分類では警察署がその32%を占めています。

また、昭和60年代までに建設された建物が多いため、経過年数40年以上の庁舎が多数存在しており、老朽化対策が喫緊の課題となっています。

表1－1 建物施設の保有状況

施設分類（小分類）	延べ床面積	保有割合
県本部庁舎	52,173㎡	22%
警察署	74,384㎡	32%
交番・駐在所	25,365㎡	11%
公舎	83,505㎡	35%
合 計	235,427㎡	100%

4 計画期間

計画は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

また、必要に応じて計画や対策内容の見直しを行います。

5 対策の優先順位の考え方

各建物施設について、修繕が必要となる部位の対策を最優先に実施します。

また、各点検（表2－1）により建物の状態を確認し、施設の将来の方向性に基づいて、それぞれの実情に応じた対策を実施しますが、表2－2に示す(1)～(4)の警察活動の拠点となる施設については、県民の安全・安心の確保、治安維持活動に必要なため、優先的な対策を行うこととします。

表2－1 建物施設の点検の種類

点検等	内 容
日常点検	日常的に行う点検
法定点検	建築基準法第12条の規定に基づく定期点検 各法令で点検が義務付けられている設備等の点検
劣化度調査	福島県県有建築物長寿命化指針に基づく県有施設劣化度点検 チェックシートによる点検

表2-2 建物施設分類ごとの対策の考え方

施設分類（小分類）	対策の考え方
(1) 県本部庁舎	本部庁舎は、平成30年7月に供用を開始した庁舎であり、適切に維持管理を図ります。 本部庁舎以外の施設については、治安維持活動や運転免許行政の中核を担っており、現況の施設を維持する修繕等を行います。
(2) 警察署	平成22年度の組織改編に伴い施設の統廃合と分庁舎化を実施しており、地域の治安維持活動の拠点となる施設であるため、現状の施設を維持していきます。 目標使用年数の中間時期には大規模改修を行い、目標使用年数を迎える施設は解体の上、建替又は廃止を検討します。
(3) 交番・駐在所	地域の治安維持活動の拠点となる施設であるため、現状の施設を維持していきます。 目標使用年数の中間時期には大規模改修（リフォーム）を行い、目標使用年数を迎える施設は、解体の上、建替又は廃止を検討します。
(4) 公舎	警察職員を各警察署管内に居住させるため、老朽箇所の修繕を行います。 なお、目標使用年数を迎える公舎は、解体の上、建替又は廃止を検討します。

6 対策内容と実施時期

建物施設については、福島県県有建物長寿命化指針及び県有建物長寿命化計画書作成マニュアルに基づき建物構造別に目標使用年数を設定し、適正な時期に各対策を行います。

また、福島県県有建築物の耐震改修計画及び福島県県有建築物の非構造部材減災化計画に基づき、建物の耐震化及び非構造部材減災化を必要に応じて対策を講じていきます。

表3-1 建物構造ごとの目標使用年数

建物構造		目標使用年数
非木造	鉄筋コンクリート造	70年
	鉄骨鉄筋コンクリート造	70年
	鉄骨造	70年
木造		50年

(1) 大規模改修工事

建築から目標使用年数までの中間期間に行います。

(2) 部分修繕

建物や設備に不具合が生じた場合には、その都度に修繕を行う必要がありますが、多くの設備機器の耐用年数が15年から20年程度であるため、計画においては、計画的に設備更新や部品交換などの部分的な修繕を行うものとします。

また、大規模改修工事にて行う項目の中で部位別の耐用年数が建築から目標使用年数までの中間時期以前の場合には、適宜、計画的に部分的な修繕を行うものとします。

(3) 建替工事

将来的に施設を継続する場合、目標使用年数が経過する前に建物の劣化度状況を確認の上、建替を検討します。建替の際は基本的に規模を縮小し、他の施設との統合についても検討します。

(4) 解体工事

用途を廃止し有効活用の見込みがない建物については、土地の処分に向け建物を解体するなどの条件整備を進めます。

7 計画期間内の経費の見込み（年次計画）

計画期間内の経費の見込みは表4のとおりです。

経費が集中する期間については、財政負担の軽減・平準化を図るものとします。

表4-1 計画期間内の経費の見込み(単位:千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大規模改修工事	200,000	200,000	200,000	190,000
部分修繕工事	676,461	832,300	741,800	335,000
建替工事	74,769	71,000	136,000	616,000
解体工事	56,291	6,500	26,500	63,000
合 計	1,007,521	1,109,800	1,104,300	1,204,000

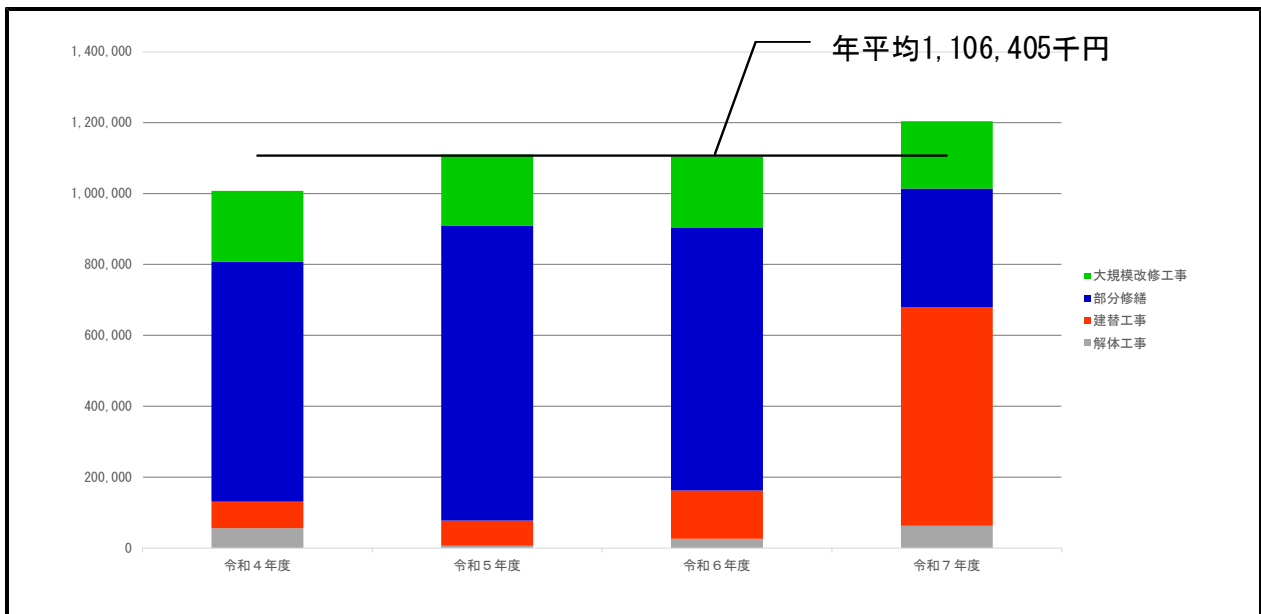
※現時点での計画の概算値です。

表4-2 計画期間内の年平均額

	計画期間(令和4年度～令和7年度)
合 計	4,425,621 千円
年平均額	1,106,405 千円/年

※現時点での計画の概算値です。

図1 計画期間内の経費の見込み



※現時点での計画の概算値です。

8 個別施設計画（施設毎）

別紙「様式1-1」

第二部：【交通安全施設編】

1 計画策定の趣旨

平成29年3月に策定した福島県公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）に基づき、警察が所管する交通の安全と円滑を確保するための信号機等の「交通安全施設」について、個別施設計画（以下、「計画」という。）を策定します。

2 基本目標

(1) 基本目標

地域住民や道路利用者のニーズに柔軟に対応できる交通安全施設の整備を目指す一方、厳しい財政事情等を踏まえ、可能な限り交通安全施設の保有数量の縮小を図ります。

(2) 財務目標

今後、県税収入などの自主財源の大幅な増加が見込めない中、限られた予算で維持管理を効率的に行っていくため、更新整備等を計画的に実施して交通安全施設を長期間に渡り使用し、中長期的な財政負担の軽減・平準化を図ります。

また、交通安全施設の更新を縮減するため、道路交通環境の変化等によって必要性が低下した交通安全施設については、地域住民等の理解を得た上で撤去を検討するなど、維持管理費の縮減を図ります。

(3) 品質目標

老朽化や劣化状況を適切に把握し、県民に対して道路交通の安全と円滑を提供できる交通安全施設づくりを目指します。

3 対象施設

計画の対象施設は、警察本部が所管する交通安全施設とします。

交通安全施設とは、交通の安全と円滑及び交通公害の防止を図るために、道路利用者のすべてを対象として設置される施設をいいます。

これらの施設は、交通管理者が設置する交通信号機、大型道路標識、交通管制センター機器と、道路管理者が設置する横断歩道橋（地下横断歩道）、歩道、自転車道、防護柵、街路灯、視線誘導標、道路反射鏡、区画線等があり、今回対象としているのは、交通安全施設の中でも交通管理者が設置する施設です。

交通規制は、交通ルールの設定によって道路交通の安全と円滑を図り、交通事故を防止する重要な手段であり、交通安全施設は、その交通ルールを外部に表現する唯一の法的手段であります。

交通安全施設は、安全、安心な道路交通環境実現のためには欠かせない施設であり、地域住民等から多くの設置要望が寄せられています。

(1) 施設分類及び施設名

施設分類及び施設名については、下記のとおり設定します。

交通安全施設	施設分類（小分類）	施設名	
	交通信号機	信号制御機	
		車両用灯器	LED式
			電球式
		歩行者用灯器	LED式
			電球式
		信号柱	鋼管柱
			コンクリート柱
	大型道路標識	大型道路標識	
	光ビーコン	光ビーコン	
	監視カメラ	監視カメラ	
	交通情報板	交通情報板	

(2) 施設の現況

信号機を始めとした交通安全施設は、交通の安全と円滑を図る上で極めて高い効果を発揮するものであり、順調に交通事故を抑止してきました。

その整備は、高度経済成長期に大量かつ集中的に整備された道路上に大量に設置されてきたものであり、その多くが耐用年数を迎えています。保守点検により機能を維持し安全を確保した上で使用している状況にあります。

以下は令和2年3月末現在の交通安全施設数等を示したものです。

表 1－1 交通安全施設の保有状況

施設種別		ストック数		耐用年数	年数超過数	老朽化率
交通信号機	信号制御機	4,020基		19年	1,275基	31.7%
	車両用灯器	19,199灯				
		LED式	8,509灯	25年	0灯	23.3%
		電球式	10,690灯	25年	4,470灯	
	歩行者用灯器	17,264灯				
		LED式	8,470灯	25年	0灯	16.5%
		電球式	8,794灯	25年	2,843灯	
	信号柱	17,553本				
		鋼管柱	5,408本	30年	379本	7.0%
		コン柱	12,145本	40年	2,344本	19.3%
大型道路標識		3,223本		25年	642本	19.9%
光ビーコン		724基		19年	330基	45.6%
監視カメラ		51基		19年	0基	0%
交通情報板		186基		19年	104基	55.9%

※「ストック数」とは「設置数」のことです。

4 計画期間

計画は、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

5 対策の優先順位の考え方

交通安全施設は、種別によって耐用年数が異なり、設置場所等の諸条件により老朽化の度合いは様々ありますが、直ちに機能の維持ができなくなることはないものの、県民に危険を及ぼす事故を発生させないよう交通安全施設の保守点検により不具合を把握し、早急な対応が必要な施設を優先的に更新するなど、将来にわたって機能を維持し、予算の平準化を図った上で計画的に更新を推進していく必要があります。

(1) 交通安全施設の管理

交通安全施設の管理は、確実な保守点検により不具合を早期に発見、更新を進め

るとともに中長期的な視点に立ち、設備更新数の平準化を図りながら、ストック数の適正管理を推進します。

(2) 保守点検

交通安全施設は保守業務を委託し、年1回の点検のほか、障害が発生した際は、随時点検を実施しています。

交通信号機、大型道路標識、交通情報板等の交通情報を提供するための装置等については、職員による定期的な点検のほか、保守委託業者による専門的視点での点検を実施しています。

それらの点検結果を踏まえつつ、海沿い等、設置箇所による老朽化要素の軽重も勘案しながら、更新箇所を選定します。

なお、保守委託業者による点検は、老朽化の度合いにより倒壊・落下の危険性が一番高いものを「Aランク」とし、「Eランク」までの五段階で診断を行い、「Aランク」の診断となったものは交通規制課及び管轄する警察署に即報の上、可及的速やかに更新又は撤去を行います。

また、「Bランク」の診断となった施設については、老朽化等の状況が明らかとなるように計測及び写真撮影等、現場の状況を詳細に確認・記録させ、更新又は撤去を行います。

以下に保守委託業者の交通安全施設点検時の診断ランク基準を示します。

表 2-1 点検診断ランク基準

ランク	状況	現場措置	書面報告
A (即交換等)	著しい腐食・老朽化又は損壊等により危険な状態にあるもの	交通規制課及び管轄する警察署に即報するとともにその指示を受け、倒壊・落下防止の措置を執る	措置結果を点検結果表に記載
B (要交換等)	腐食・老朽化が相当強く認められるもの	腐食・老朽化の状況が明らかとなるように、計測及び写真撮影等を実施し、現場の状況を詳細に確認・記録する	「点検診断Bランク報告書」を作成 (写真・図面添付) 腐食・老朽化の状況を点検結果表に記載
C (不良)	腐食・老朽化が強く認められるもの	なし	腐食・老朽化の状況を点検結果表に記載
D (やや不良)	腐食・老朽化が一定程度認められるもの	なし	腐食・老朽化の状況を点検結果表に記載
E (良)	腐食・老朽化がほとんどないもの	なし	点検結果表に記載

保守委託業者による点検においては、目視、打音、触診のほか、信号制御機の電圧検査、コンクリート柱の非破壊検査等、点検内容を充実させているとともに、点検結果のランクの細分化を行う等、点検の実効性の向上に努めています。

なお、保守点検委託による点検結果は、データの集約、管理を行い、以後の管理に活用します。

6 対策内容と実施時期

交通安全施設については、警察庁インフラ長寿命化計画及び信号機設置の指針に基づき、適正な時期に各対策を行います。

(1) 更新基準

各交通安全施設の更新基準は「表 1－1」に示すとおりとし、また、設置環境により老朽化が進む速度が変動することから、点検結果、補修履歴等を踏まえて適切な時期に更新を行います。

老朽化率の高い交通安全施設については、予算の平準化を考慮し、点検結果、補修履歴等を踏まえ、更新の必要性が高いと認められる交通安全施設については、優先的な対策を行うこととします。

(2) 更新対象ストックの適切な管理

交通安全施設の設置に際しては、真に必要性の高い場所を選定します。

また、既に設置されている交通安全施設については、利用状況や地域の実情を踏まえて必要性を検討し、必要性が低下したものについては、真に必要性が認められる場所への移設や撤去を進めることにより、戦略的なストックの管理を推進します。

7 計画期間内の経費の見込み（年次計画）

計画期間内の経費の見込みは「表3-1」及び「表3-2」のとおりです。

表3-1 計画期間内の経費の見込み（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
信号制御機	374,892	380,349	380,349	380,349
車両用灯器	116,816	119,520	119,520	119,520
歩行者用灯器	89,268	91,568	91,568	91,568
信号柱	37,300	37,944	37,944	37,944
大型道路標識	7,510	8,448	8,448	8,448
光ビーコン	0	4,924	4,924	4,924
監視カメラ	0	0	0	0
交通情報板	0	27,392	27,392	27,392

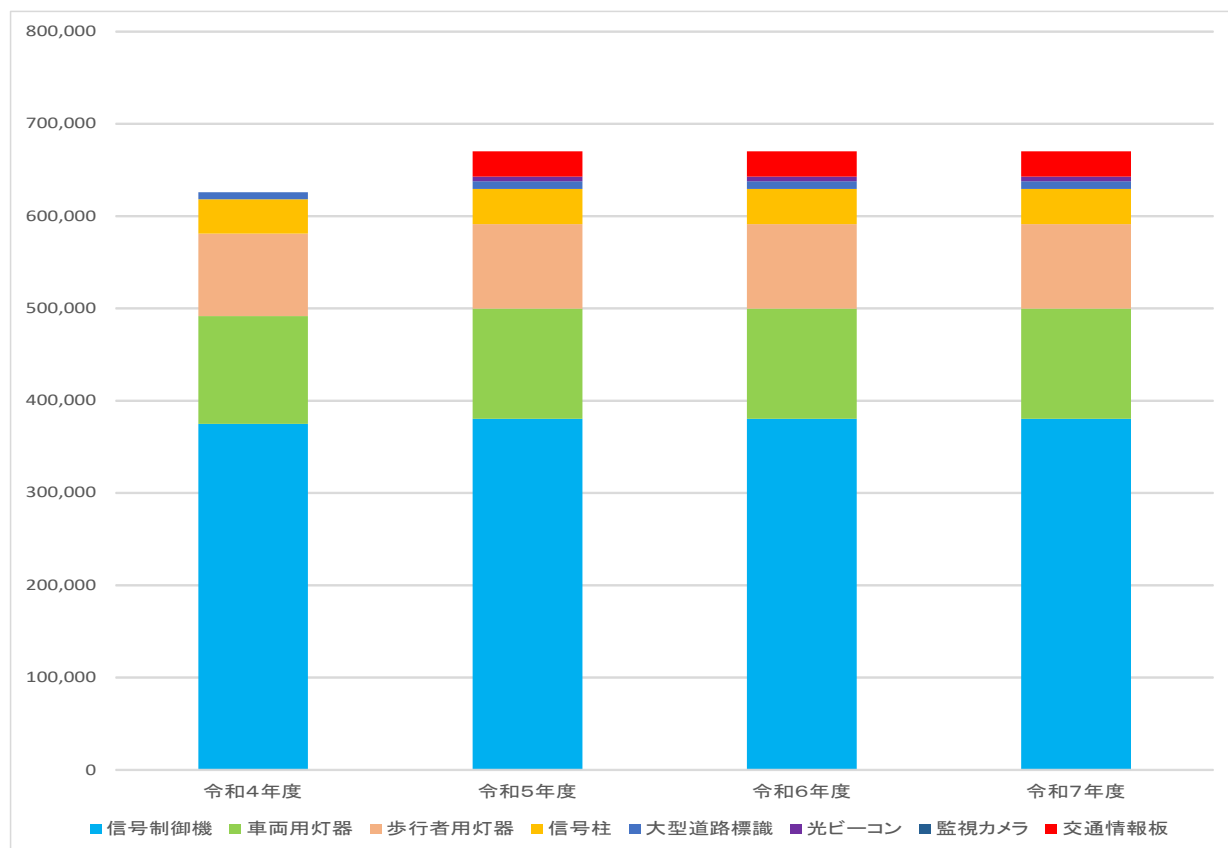
※現時点での計画の概算値です。

表3-2 計画期間内の年平均額

	計画期間（令和4年度～令和7年度）
合 計	2,636,221千円
年平均額	659,055千円／年

※現時点での計画の概算値です。

計画期間内の経費の見込み



※現時点での計画の概算値です。

8 個別施設計画（施設毎）

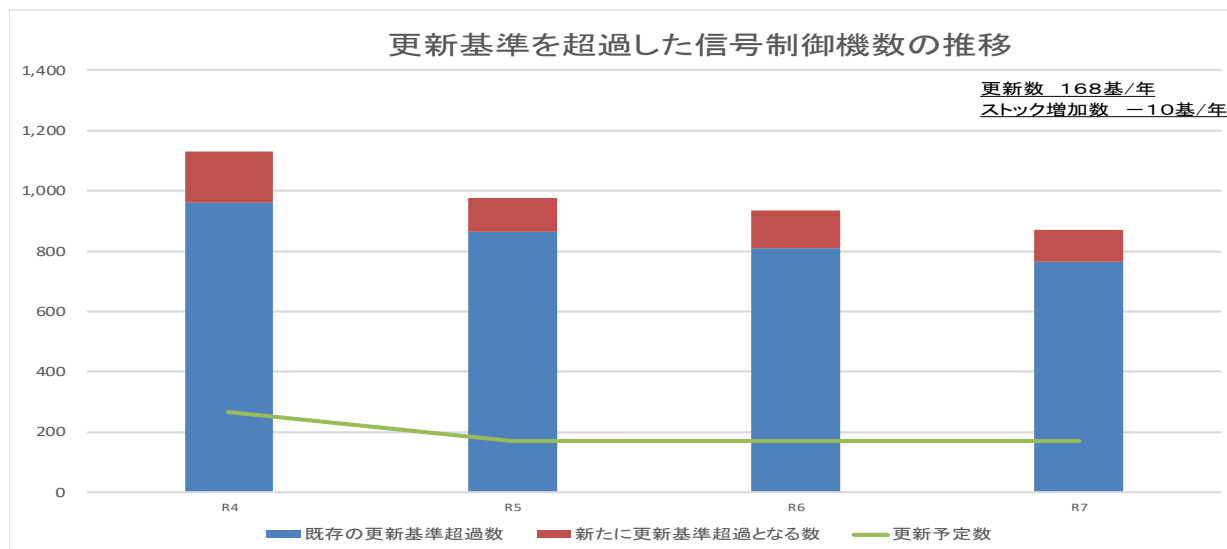
(1) 交通信号機

ア 信号制御機

単独運用されている信号制御機 1 基あたりの更新費用は202万 5 千円。

集中制御で運用されている信号制御機 1 基あたりの更新費用は351万 2 千円。

令和 5 年度から令和 7 年度まで、単独運用は年間141基（2 億8, 552万 5 千円）、集中運用は年間27基（9, 482万 4 千円）の更新を計画しています。



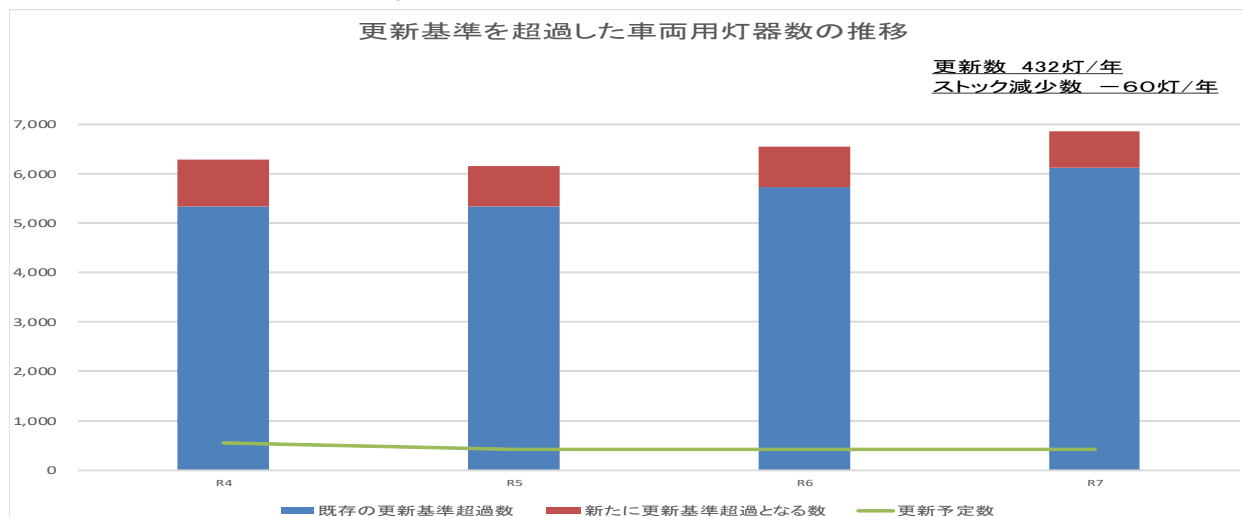
イ 信号灯器

(7) 車両用灯器

車両用灯器 6 灯（1 式）あたりの更新費用は166万円。

現在、保守点検により機能の保持に努めており、点検診断の結果Bランクとなったものを優先的に更新しています。

令和 5 年度から令和 7 年度まで、年間432灯（72式、1 億1, 952万円）の更新を計画しています。

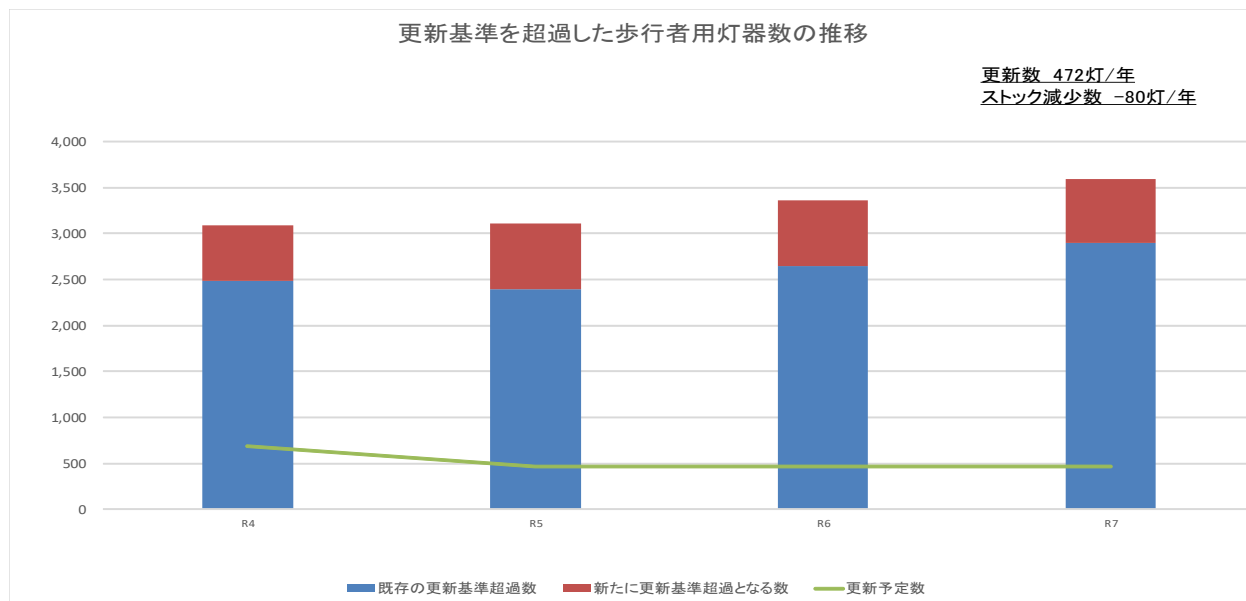


(イ) 歩行者用灯器

歩行者用灯器 8 灯（1 式）あたりの更新費用は155万 2 千円。

現在、保守点検により機能の保持に努めており、点検診断の結果Bランクとなったものを優先的に更新しています。

令和 5 年度から令和 7 年度まで、年間472灯（59式、9,156万 8 千円）の更新を計画しています。

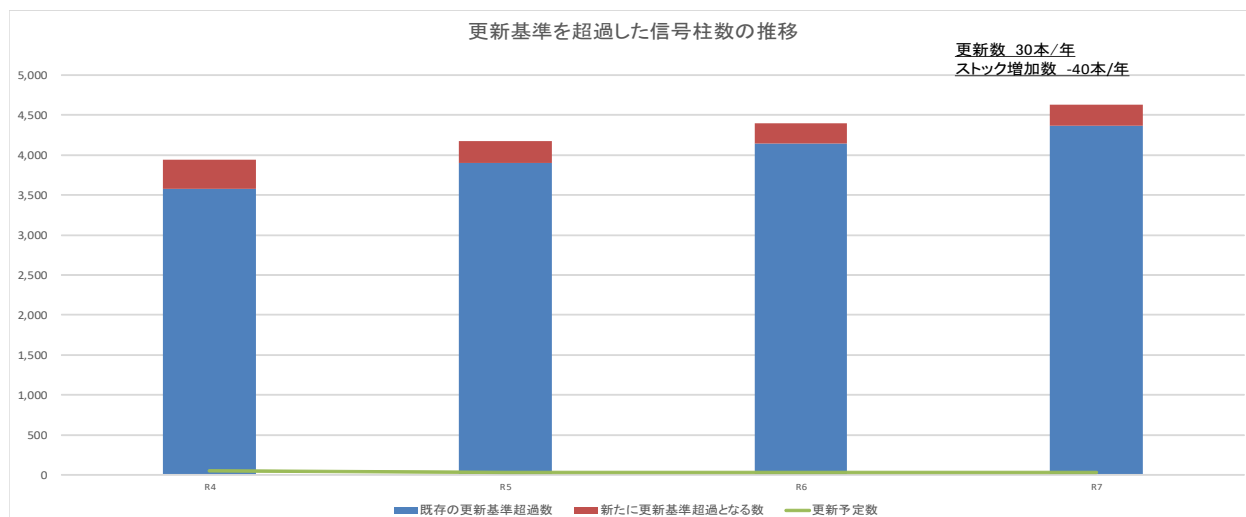


ウ 信号柱

鋼管柱 1 本あたりの更新費用は134万 8 千円。コンクリート柱 1 本あたりの更新費用は124万 4 千円。

現在、保守点検により機能の保持に努めており、点検診断の結果Bランクとなったものを優先的に更新しています。

令和 5 年度から令和 7 年度まで、鋼管柱は年間 6 本（808万 8 千円）、コンクリート柱は年間24本（2,985万 6 千円）の更新を計画しています。

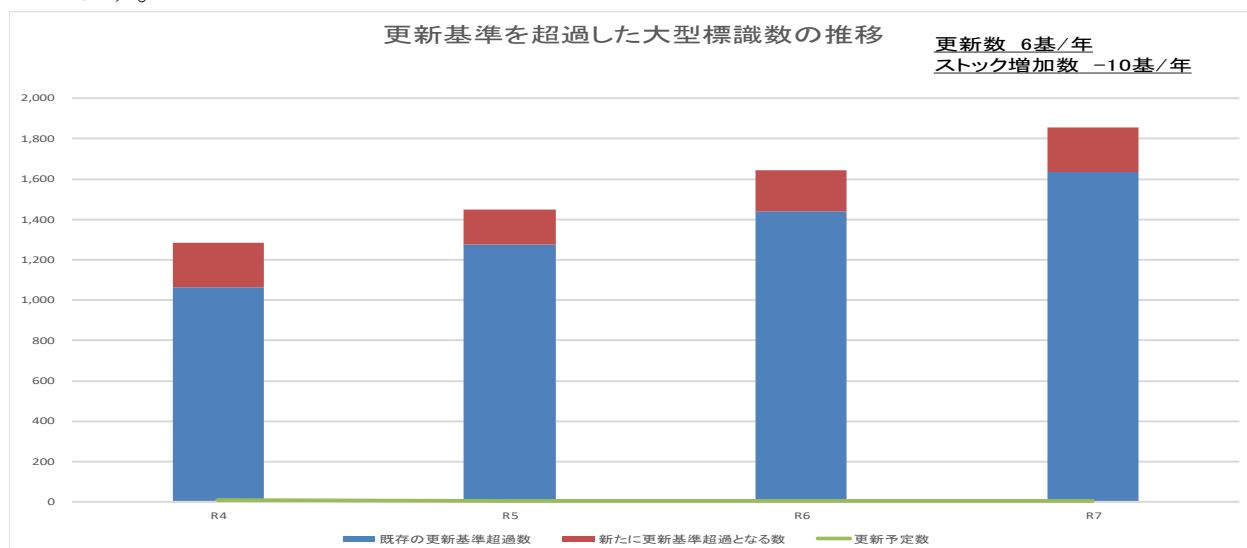


(2) 大型道路標識

大型道路標識 1 基あたりの更新費用は140万 8 千円。

現在、保守点検により機能の保持に努めており、点検診断の結果Bランクとなったものを優先的に更新しています。

令和 5 年度から令和 7 年度まで、年間 6 基（844万 8 千円）の更新を計画しています。

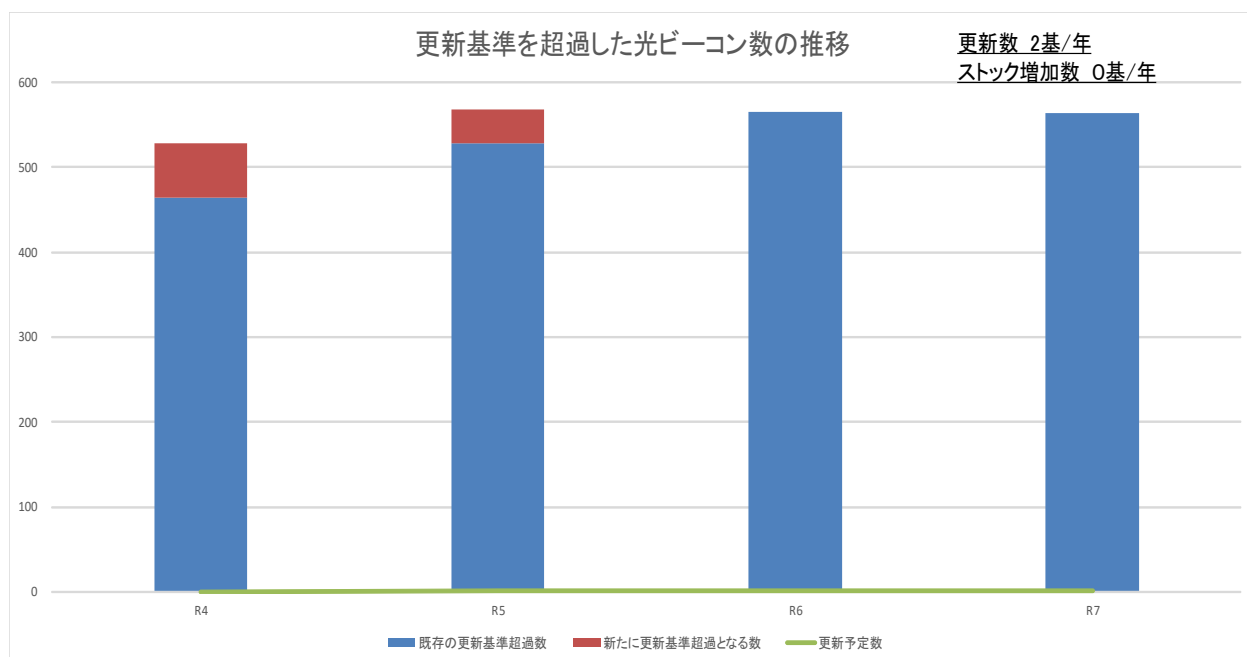


(3) 光ビーコン

光ビーコン 1 基あたりの更新費用は246万 2 千円。

現在、保守点検により機能の保持に努めており、点検診断の結果Bランクとなったものを優先的に更新しています。

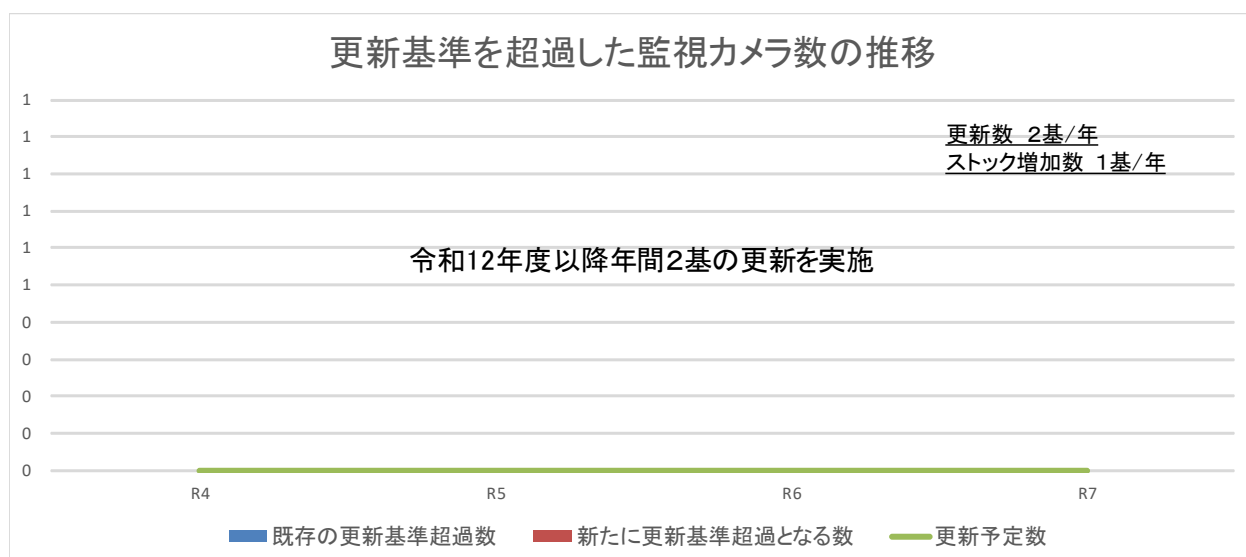
令和 5 年度から令和 7 年度まで、年間 2 基（492万 4 千円）の更新を計画しています。



(4) 監視カメラ

監視カメラ 1 基あたりの更新費用は779万 4 千円。

令和12年度以降、更新基準超過による更新が必要となりますが、更新数の平準化のため、年間 2 基（1,558万 8 千円）の更新を計画しています。



(5) 交通情報板

交通情報板 1 基あたりの更新費用は、フリーパターン式情報板2,184万 4 千円、小型文字情報板554万 8 千円。

現在、保守点検により機能の保持に努めており、点検診断の結果Bランクとなったものを優先的に更新しています。

令和 5 年度から令和 7 年度まで、フリーパターン式は年間 1 基（2,184万 4 千円）、小型文字情報板は年間 1 基（554万 8 千円）の更新を計画しています。

